

知財パラダイムシフト^{②⑥}

知財インテリジェンス(現代人の基本教養)

公益社団法人 知財経営協会(SIR)
会長(兼)理事長 玉井 誠一郎 先生

玉井 誠一郎 先生



関連 HP

この原稿が発刊される令和7年は、当協会が公益法人として発足してから10年の節目に当たる年です。本号では、令和6年度秋季知財経営研究会の討議内容を中心に、知識経済社会における出口戦略を持つ知財マネジメントの考え方、協会知財登録のメリット、研究不正と詐欺特許について述べます。

知財ブランドモデルによる知財利益 ～出口戦略なき知財は 負債(不良債権)～

知財は利益獲得の最重要手段です。利益Ⅱ売上ー費用(内部発生費用＋外部支払費用で、利益Ⅱ知財による利益、知財利益)＋非知財利益(知財担保のない利益、知財利益Ⅱ自社製品の知財による独占的利益＋知財ライセンス利益と考えられます。従来の利益に対する考え方は、知財利益、知財による利益貢献が加味されず、売上や原価のX%と決める非知財利益のことを指していました。しかしすでに前号で述べたように、無形資産(資本)が事業価値のほとんどを占める知識経済社会においては、社内の無形資産情報(社外秘情報であるすべての事業関連情報: Intangible Assets＝IA)を法律で保護される知財(Intellectual Property＝IP)にして、この知財(IP)こそが利益の源泉であり利益であるとする思考にシフト(知財パラ

ダイムシフト)する必要があります。

すなわち、非知財利益は真似やニセモノの出現により価格競争に巻き込まれゼロやそれ以下に収斂しますが、知財を使用した商品(知財使用商品)は、売り手側が知財担保利益として独占的知財利益額を決めることができることや、更にこの知財を世界中にライセンスして他の資本で売上を伸ばしそのY%をライセンス料すなわち知財利益として受け取ることができる。知財のような情報は、有形物とは異なりいくら使っても減らない収穫通信則があり、使えば使うほど儲かる性質を持ちます。特許を取って自社だけが使う排他独占的思考は事業収益がしほみま

す。知財ライセンスして儲けるモデルは例えばコカ・コーラで世界一のブランド企業として君臨している最高の知財出口戦略モデルです。利益が出ないのは、社内の無形資産の把握や創造(協業や購入含む)や蓄積及びその知財(IP)化の不備不足やこの知財を上述のように知財利益

になるように活用できていないと考えるべきです。知財は維持に費用がかかるため利益活用しない知財は負債(不良債権と同じ)そのものです。

さて、協会の提唱する知財ブランドモデル(知財によってブランド利益を創るモデル)は、事業商品を差別化できる固有の社外秘情報(すなわち事業価値を担保する情報)を協会に知財登録し、その知財(IP)コードを商品やパンフレットに表記し、知財使用商品であることを明示し、先使用权や不正競争防止法等により事業継続保証や類似品等の排除を全世界で行い、自社商品の知財独占利益と他社への知財ライセンス利益確保を図る出口戦略モデルです。この知財戦略モデルによって、5年後には知財利益2億円、10年後には事業総収益の50%以上になるような知財経営計画を立てるべきです。

図1は、この知財(IP)コードを商品に添付したサプリメントの一例です。知財(IP)コードは全世界に一つしかない知財識別機能を持ち、WTO加盟国(164カ国)で通用する国境を超える財産権として市場の人々がこのQRコードを読ませることで商品使用知財の内容を

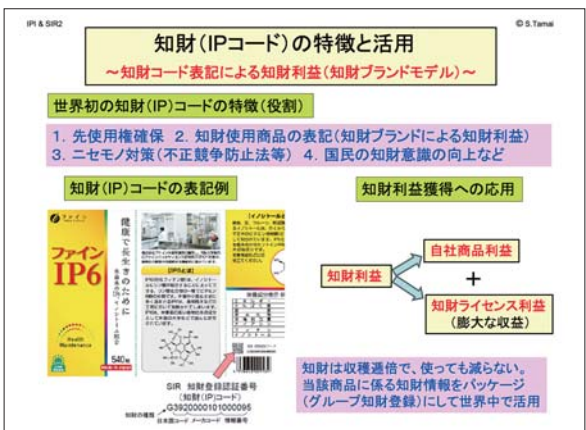


図1 知財ブランドモデルを支える知財(IP)コード

典できるメリットがあります。現在、知財(IP)コードによる知財利益創出能について複数の会員企業で実証研究を開始しています。ご参加をお待ちします。

協会登録知財と 特許庁出願知財の比較 ～協会登録知財の優位性～

図2は、協会登録知財(SIR知財)と特許庁出願知財(特許、商標、意匠等の産業財産権)を比較した表です。協会登録知財のメリットが圧倒的に高いことが明白です。協会登録知財は、写真、音声、動画を含むあらゆるデジタル情報の登録が可能、ほぼ全世界で保護(刑事及び民事対応が可能な非属地権で、事業を継続する限り保護期間に制限はありません。特許等の出願リスク(特許庁サーバーから出

協会(SIR)登録知財 VS 特許庁出願(産業財産権)		
	知財登録(SIR)	特許庁出願
保護対象情報	文書、図面、写真、 音声、動画等全て	文書、図面、写真 対象に制約がある
保護地域	非属地権: WTO加盟国(164カ国)	属地権: 出願登録になった国 これ以外は保護なし
保護期間	無期限 (先使用权担保)	有期限: 特許は出願から20年
保護費用	数千円/件・年 (折返しに安価)	数万円/件・年 別途出願登録費必要
総合評価	◎	×～△

図2 協会登録知財と特許庁出願知財の比較

願後15年で全世界に公開され、出願していない国では保護なし)もなく、権利維持費用も桁違いに安価なこと、不正競争防止法で担保される周知させた名称やデザイン(の保護、類似名称やデザインの禁止や優良誤認させる表現や産地偽装等の誤認惹起行為の禁止、ノウハウ及び社外秘情報等の秘密情報の保護等が含まれます。従って、協会登録知財だけでも十分に知財の保護・活用は達成できると考えます。

研究不正と詐欺特許 ～公正健全社会に向けての 法令等の改善～

大学の全学に知財教育を行う法学研究科知財センター長教授が起こした吾が母校の事件(10年余にわたり旅費研究費等の不正受給(詐欺)9200万円に係る民事裁判損害賠償及び刑事告訴について、民事裁判の進行が大幅停滞し、刑事告訴も何故か?2年余にわたり不受理状態のところ、令和5年春に読売新聞が4000万円で和解した旨報じました。大阪地裁の閲覧制度で調べてみると、前

年末にO大学と被告が和解、和解条件にO大学は刑事告訴放棄となっていました。被告教員は懲戒免職を受けていました。被告の公金(税金等)詐欺であり、令和3年春のO大学の記者会見では刑事措置に言及しながら実質これに至らず再発防止の徹底もないままにもみ消した状態になりました。特に法学部は、裁判官、検

事、弁護士等国の基を輩出する学部であり、しっかりとしはじめが必要でありますが、このような安易な和解で終わるのは真に問題があります。

本年は、STAP細胞事件から10年に当たります。この事件を研究不正及び知財面から観ると、これまた再発防止や知財の扱いを含めて問題があります。多額の公費(税金等)を使い理研が研究し更に国際特許出願した案件(PCR/US2013/037996)ですが、ご承知の通り、小保方さんの200回再現の言に反し世界中の研究者が再現実験をしたが再現しなかったこと(科学の基本中の基本である再現性、特許法36条実施可能要件としての再現できるほどに発明を開示する義務や論文不正問題等によって論文取り下げ、特許出願取り下げ等の措置が取られました。もしこれが特許になっていれば、後述する詐欺特許に該当し刑事罰が科せられる可能性があることやこのような不正研究費は全額返還(民事措置)させるべきであると考えます。

大学や研究機関の現場では、研究不正(研究そのものや研究に係る旅費・備品購入等や不正な研究をベースにした特許出願等について問題が起ることがあります。このような不正行為については、大学等は厳正に対応すべきであり、上記事件について当方から『研究不正を行ったものは刑事措置をする』旨の総長通達を

全学に発信して引き締めるべきであると提言しましたが、通達はなかったようです。

さて、日本には特許が160万件あるとされていますが、もし詐欺行為によって特許になった場合は、これを無効にすることができないので特許法197条によって、刑事罰(懲役3年以下、罰金300万円以下、法人の場合は201条両罰規定により1億円以下の罰金)が科せられます。詐欺の行為とは、捏造等虚偽のデータや図面や文言等によって特許にした場合を指します。ところがこの公訴時効が特許になってから3年と短く、以降は時効成立になるのが問題です。特許権が維持されている間は時効なしとすべきです。また、日本では何故か?詐欺特許での刑事裁判はないとのこと。詐欺特許は時効後特許満了まで生き残るなどの問題があり、法令改善を特許庁に要請しても詐欺特許と同様に刑事罰があることを認識しておくべきです。

協会は公益目的事業である知財調査研究啓発のために市場の声を調査しています。協会ホームページお問い合わせ(https://www.ipbrand.org/mail/contact.html)から常時ご意見を受け付けます。

次回は、文化知財を含めた統合知財(IP)コード及びSIRプラットフォーム(知財インテリジェンス基盤)についての最新情報と論考をお伝えします。(以上)